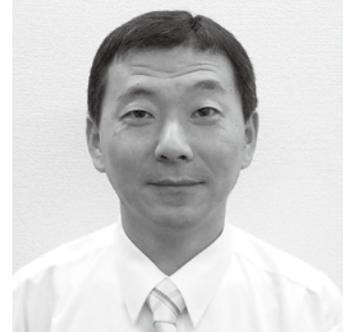


しあわせな老後のために
NP社員におくる

年金基礎講座 3

記事解説



労務担当 鈴木担当課長

確定給付企業年金について

当社の確定給付企業年金は、平成19年4月に旧企業年金(適格退職年金制度)から変更になった当社独自の制度です。
労務担当では、定年予定者を対象に年金に関する説明会を開いています。今回は、その説明会でよく受ける質問とその回答をご紹介します。年金受給直前の方からの質問ですので、きっと参考になるでしょう。この機会に良く読んで理解してください。

Q1

当社独自の企業年金について詳しく教えてください。

これまでの経緯

当社は、パーカーグループ各社(パーカーエンジニアリング・パーカー加工・パーカーコーポレーション・パーカー熱処理工業・浜松熱処理工業・パーカー興産・雄元・東海パーカライジング)と共同で、平成19年の3月まで、適格退職年金制度を実施してきました。

適格退職年金制度(税制適格年金)は、昭和37年4月の法人税法・所得税法の改正により創設された制度で、厚生年金基金制度に次いで、企業年金制度の中核を占めてきました。当社がこの制度を導入したのは非常に早い時期で、昭和38年9月から実施しています。しかし、確定給付企業年金法の制定により、平成14年4月1日からは新たな契約が認められず、既存のものは平成24年3月31日までに、他の企業年金制度や中小企業退職金共済制度に移行することとされています。

当社では、平成18年より制度移行の検討を始め、平成19年4月から「確定給付企業年金」に移行して現在に至っています(解説1)。

現在は、冒頭掲載会社から東海パーカライジングが抜け、大分パーカライジングが新規加入しました。

企業年金の種類

新聞等マスコミで一般に「企業年金」といえば、①「厚生年金基金」、②「確定給付企業年金」、③「確定拠出企業年金(日本版401K)」、④「適格退職年金(廃止が決まっている)」を指します。このうち当社の社員が受け取ることができるのは、①と②です。

当社では、通常は②の年金を企業年金と呼んでいます。新聞では、厚生年金基金も企業年金として扱われていることに注意ください。

企業年金のポイント

確定給付企業年金
従業員の退職後に決められた年金額を支給する年金制度。

旧制度の「適格退職年金」に内容が近いので、当社は制度移行でこちらを選択!

確定拠出企業年金(日本版401K)
従業員の在職中に毎月決められた額を拠出して積み立てていく年金制度。退職後の受給額は、在職中の各個人の資金運用結果により変わってきます。

参考までに他社の例

日本企業の企業年金の多くは、退職金制度の内枠としての企業年金です。つまり、一時金として支給することになっている退職金の一部を年金化して支払うということと、退職一時金と企業年金の合計がもとの退職金の総額ということとです。これに対して、退職金制度には手を付けず、退職金とは別枠で企業年金を給付するタイプの企業年金が外枠の企業年金です。当社の企業年金は外枠タイプです。

外枠か内枠か

Q2

企業年金の給付額はどのように決まるのですか?

当社の企業年金は、加入期間(勤続期間でないことに注意)が20年以上の場合に60歳から年金が支給されます。この年金は、定年後、再雇用になった場合でも、国や基金の年金と異なり、給料を買っているからといって減額されたり支給されなかったりすることはありません。支給期間は70歳になるまでの10年間ですが、受給開始時の選択により、65歳になるまでの5年間で受け取ることもできます。5年間で受け取る場合は給付月額が増えますが、10年間で受け取る場合の月額の2倍まではいきません。

Q3

企業年金受給中に死亡した場合、まだ貰っていない分の年金はどうなりますか?

給付月額の目安は解説2を見てください。標準給与月額というのは、厚生年金保険の標準報酬月額とはまったく別のもので、基本給を元に毎年9月に改定されます。仮にある年に基本給が下がっても、いったん決まった標準給与月額は下がることはありません。従業員各人の標準給与月額がそれぞれいくらのかは、平成20年以降、毎年5月の給与明細書に最新の標準給与月額の通知書を同封する予定にしています。

この質問は、定年予定者の説明会でよくある質問です。例えば、企業年金受給中の人が3年間受給したところで不幸にも亡くなってしまった場合、残りの7年間(5年で受給完了の場合は、残りの2年間)の分の年金は、配偶者(配偶者がいない場合はそれ以外の相続人)が引き継ぎ受け取ることがあります。その際は、年金で受給する代わりに一時金で受給することもできますが、一時金で受給する場合は受給総額が多少減ります。その配偶者または相続人も亡くなってしまった場合は、残額についてはその相続人が一時金で受け取るようになります。

解説2

確定給付企業年金月額の目安

$$\text{給付月額} = \text{退職時の標準給与月額} \times \text{加入期間に応じた乗率}$$

例えば、退職時の標準給与月額が250,000円で、加入期間が35年の人の給付月額は、

◎10年間受給する場合
 $250,000 \text{円} \times 0.17 = 42,500 \text{円}$

◎5年間受給する場合
 $250,000 \text{円} \times 0.32 = 80,000 \text{円}$

国や基金の老齢年金は、終身年金なので生きている間は何歳になっても給付されますが、死亡時点で給付は終了します。国の年金については、遺族年金の支給が始まることもありませんが、基金の年金には遺族年金というのはありません。企業年金は、終身年金ではなく、支給期間が5年または10年と決まっていますが、その期間分の年金は、途中で死亡した場合でも残額をご遺族が受け取ることになります。